

5. 歯科診療報酬明細書（レセプト）記載要領の変更（保医発第 0508001 号）

赤字は、平成 18 年 4 月以降の主な変更箇所

(21) 「初診」欄について

イ 電子化加算を算定した場合は、初診料と当該加算を加算した合計点数を記載し、「摘要」欄に㊦と表示すること。

ウ 初診時において乳幼児加算、乳幼児時間外加算、乳幼児休日加算、乳幼児深夜加算、障害者加算又は初診時歯科診療導入加算を算定した場合は、該当文字を○で囲み、「乳」、「乳・時間外」、「乳・休日」、「乳・深夜」、「障」又は「障導」の項に当該加算点数を記載すること。

(22) 「再診」欄について

ケ 歯科疾患継続指導料の算定と併せて行なった歯周組織検査、初期齲蝕小窩裂溝填塞処置、スケーリング等を算定した場合には、所定の記載方法により記載すること。なお、~~スケーリングを行なった場合には、対象となつた歯の部位を「摘要」欄に記載すること。~~

シ 歯科治療総合医療管理料を算定した場合には、「医管」の項に、点数を記載すること。なお算定に当たっては、主病に係る治療を行っている紹介元の保険医療機関の名称を「摘要」欄に記載すること。

(24) 「X線・検査」欄について

カ 歯科疾患継続管理診断料を算定した場合には、「継管診」の項に、所定点数を記載し、「摘要」欄にその旨及び歯科疾患継続管理診断料を算定した月日、歯科疾患総合指導料の一連の治療計画に基づく治療が終了した年月日を併せて記載すること。

(25) 「処置・手術」欄について

ア 齲蝕処置は「う蝕」欄に所定点数及び回数を記載すること。なお、~~算定にあたっては、算定部位を「摘要」欄に記載すること。~~

イ 歯髄覆罩のうち、直接歯髄覆罩を行った場合は「覆罩」欄の左欄に、間接歯髄覆罩を行った場合は右欄に、それぞれ所定点数及び回数を記載すること。なお、~~直接歯髄覆罩を行った場合においては、直接歯髄覆罩を行つた歯の部位、直接歯髄覆罩を行なった年月日を「摘要」欄に記載すること。~~

ナ 「その他」欄について

(エ) 歯科訪問診療時に周辺装置使用加算を算定した場合は、エアータービン及びその周辺装置は(タービン)と、歯科用電気エンジン及びその周辺装置は(エンジン)と表示し、それぞれ点数及び回数を記載すること。

なお、同日に周辺装置を使用する歯冠修復又は欠損補綴を行った場合に、当該歯冠修復又は欠損補綴が主たるものであるときは「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄にのみ(タービン)又は(エア)若しくは(エンジン)又は(電気)と記載すること。

(27) 「歯冠修復及び欠損補綴」欄について

イ 補綴時診断料は「補診」欄に所定点数を記載すること。なお、~~再度の診断を行なった場合は、算定年月日及び理由を「摘要」欄に記載すること。~~

(28) 全体の「その他」欄について

ウ 歯科訪問診療 1 又は 2 を算定した場合は、点数及び回数を記載すること。緊急、夜間若しくは深夜加算、患者診療時間加算又は地域医療連携体制加算がある場合は、その旨、当該加算を加算した点数及び回数を記載すること。なお、「摘要」欄には、訪問診療を行った日付、開始した時刻及び終了した時刻、訪問先及び通院困難となった理由を記載すること。また、複数の患者に歯科訪問診療 2 を算定した場合は、1 人目の患者に限り(1人目)と記載すること。歯科訪問診療料 1 又は 2 の費用を算定できない場合であっても、~~歯科訪問診療を行なった日付、開始した時刻及び終了した時刻、訪問先並びに通院困難となった理由をそれぞれ「摘要」欄に記載すること。~~